

● 児童手当現況届は6月中に提出を！ ●

児童手当は保護者からの申請に基づき支給されます。また、手当を受けている方は現況届の提出が必要ですので、早めに手続きをしてください。

- 現況届に必要なもの
- ①現況届(受給中の方には郵送されます)
 - ②健康保険証の写し(請求者がサラリーマンの場合)
 - ③所得証明書(平成24年1月1日に横芝光町に住所がなかった方)

児童手当の支給対象 中学校3年生までの児童(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます。

特例給付 受給者の前年所得が一定額以上の場合、特例給付が支給されます。

児童手当支給額(月額)

支給対象児童		支給額(1人につき)
0歳～3歳未満	出生順位にかかわらず	15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	出生順位にかかわらず	10,000円

特例給付支給額(月額) 児童の年齢及び出生順位にかかわらず、1人につき5,000円

手当の支給 児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は毎年2月・6月・10月の3回で、それぞれの前月分までを支給します。

※出生、転入等により新たに手当を受ける対象となった方は、福祉課で請求手続きをしてください。

◆提出・問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

農業振興地域整備計画変更の相談期間

農業振興地域の農用地区域内の農地を農地以外の用途に変更する場合、転用手续の前に農用地区域からの除外(または用途変更)手続きが必要となります。

農地法の改正により農業振興地域整備計画の変更(農振除外)は厳格化され、両総用水受益地及び土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、直接地域農業の振興を図る目的での施設の建設以外は除外できません。

また、除外申請の審査も複雑、厳格化されていますので、農振除外の計画がある場合は、事前にご相談ください。

相談期間 6月1日(金)～29日(金)

※土・日曜日・祝日を除く

※受付から除外認可までには、おおむね1年を要します。

◆相談・問い合わせ

産業振興課振興班 ☎84-1215

◆提出・問い合わせ

農業委員会

☎(84)1242

農業者年金現況届は、農業者年金を受給されている方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回確認するものです。6月1日(金)から29日(金)までの間に、農業委員会に提出してください。期限内に提出されないと、農業者年金の受給が停止になることがありますので、必ず期限までに提出してください。

なお、提出先は農業委員会窓口です。農地台帳等の確認がありますので、町民サービスセンターでは受付できませんので、ご注意ください。

農業者年金受給者のみなさまへ
～年金現況届出をお忘れなく～

農業危害防止運動

千葉県では、農薬による事故等の発生防止を図るため、6月20日(水)から8月10日(金)までを「農業危害防止運動期間」とし、農薬の適正使用を呼びかけています。

農薬を使用する場合は、ラベルの内容を守り、飛散しないよう注意しましょう。また、使用後は力ギのかかる場所に保管し、盗難や誤飲のないよう気をつけましょう。

住宅地等では、病害虫の発生状況に応じた防除を行うこととし、農薬を使用する場合には、近所の方に事前に農薬をまく日や農薬名などをお知らせしましょう。



◆問い合わせ

千葉県安全農業推進課
☎043(223)2888